

丸森町における産業振興施策促進事項

平成 30 年 3 月 30 日作成

丸 森 町

．産業振興施策促進区域

山村振興法に基づき指定されている振興山村である、旧丸森町、旧筆甫村、旧大内村全域を産業振興施策促進区域とする。

．産業振興施策促進期間

産業振興施策促進事項に掲げられた取組については、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで行うこととする。

．産業振興施策促進区域における産業の振興を促進する上での課題

(1) 丸森町の産業の現状

(全般)

本町は宮城県の最南端に位置し、福島県に突出した地域で阿武隈支流縦谷の一部を形成している。仙台市から約 50 km の距離にあり、福島県相馬市・伊達市・新地町、宮城県白石市・角田市・山元町と接している。

町域の面積は 273.30 km² あり、うち約 70% が山林である。町の北部を南西から北東にかけて、阿武隈山地を分断し溪谷をなし阿武隈川が貫流している。阿武隈川及びその支流の雉子尾川並びに内川の下流流域は平坦地で、土壌は、阿武隈川を中心とする河成沖積の砂土及び砂壤土が分布している。山間部の標高は南高北低で窓ノ倉山 673.8m をはじめ 300m 内外の山が連なっている。これらの優れた自然景観を有する阿武隈川やその支流には、貴重な植生群や奇岩等があり、昭和 63 年 11 月には阿武隈溪谷県立自然公園に指定された。

本町の振興山村（以下、「本地域」という。）は、旧丸森町、旧筆甫村及び旧大内村である。総面積は 205.14km²（旧丸森町 62.32km²，旧筆甫村 77.40km²，旧大内村 65.42km²）で、本町の約 75% を占めている。また、本地域のうち、林野面積は 157.71km² で約 77% を占めている。

(農業)

農業については、経営耕地面積が 1,044ha、そのうち田は 632ha で約 60% を占めており、水稻が中心となっているが、畜産や地域の特性を活かした野菜・果樹のほか、たけのこ等の林産物の生産等、複合的に営む農家が多い。しかし、高齢や後継者不在による離農者が多く、農家数は著しく減少している。

(林業)

林業については、林野面積 15,771ha で区域内の約 77% を占めているが、国産材の価格の低迷などにより林業従事者が減少し、間伐等の保育管理も十分に行われていない状況である。

(内水面漁業)

本地域には、宮城県阿武隈川漁業協同組合があり、組合員数の減少や高齢等により、内水面漁場の管理・保全を続けていくことが、年々厳しくなっている。

(畜産業)

酪農は、県内有数の産地であり、本町農業産出額の約 1/4、出荷乳量は 1 万トンを超えている。平坦部を中心に一定規模の経営体が育成され、後継者も確保されているが、山間部では後継者不在で廃業も見られる。

肉用牛（繁殖）を飼育する農家は、規模が小さく高齢者の割合が高いため、農家戸数は年々減少しているものの、近年では受精卵移植技術の普及により、酪農家による生産が増え、下支えしている。

(観光業)

観光については、「蔵の郷土館齋理屋敷」「不動尊公園キャンプ場」「阿武隈ライン舟下り」などがあり、豊かな自然と歴史・文化が育んできた地域資源を活かし、交流人口 70 万人を目標として推進している。

(製造業)

製造業については、積極的な企業誘致により、比較的平坦な地域においては増加が見られる。本地域に隣接して走る、常磐自動車道の全線開通により、条件等は良くなっているものの、山間部までのアクセスは十分ではない。

(農林水産物等販売業)

町内 9 箇所直売所のうち、地域内には 4 箇所あり、町外からの来所者も多い。農林産物の直売を始め、加工品等も販売しており、売上は全体的に増加傾向にある。

(2) 丸森町の産業振興を図る上での課題

[農業関連]

農業者のうち高齢者の占める割合は年々上昇しており、平成 27 年では約 4 割が 75 歳以上となり、農業者の減少と高齢化への対応が最大の課題である。

近年、本町では集落営農法人の設立が増えているが、土地利用型農業の展開が難しい中山間地域での法人設立と併せ、農地集積の推進が必要である。

さらに、水稲依存割合を下げ、地域の特性に応じた収益率の高い、果樹・園芸作物への転換やイノシシを始めとする鳥獣被害対策により、農業生産活動の継続に繋げていくことが必要である。

[林業関連]

農業と林業は密接に関係しており、特にたけのこ・しいたけ・山菜等は、複合経営作物として深く浸透してきたが、東日本大震災における東京電力原子力発電所の事故による、実害・風評被害により、林産物の生産は後退している状況にあり、以前同様の生産が行える環境づくりが必要である。

また、高齢等により廃業が増えていることから、林業従事者の育成・就業支援等により後継者を確保し、間伐等の適切な保育管理を行うことが必要である。

[畜産業関連]

特に中山間地における畜産農家の後継者不足が深刻な状況から、後継者育成と併せ、子牛育成センターや町営放牧場の活用により、低コスト化と飼養管理労力の負担軽減を図る必要がある。

[農林水産物等販売業関連]

農林産物直売所においては、町外からの来所者も多く売り上げも増加傾向にあるが、町内居住者が「地域スーパー」的な活用ができるよう商品アイテムの充実が必要である。

また、農林産物等の加工、調理施設等の整備を充実することにより、販路の拡大を一層推進し、雇用の拡大につなげ、新たな発想での農林産加工品の開発や地域の食材を使用した料理等の提供の推進が必要である。

[6 次産業化関係関連]

農林産物の加工販売などの 6 次産業化の拡大には、特産品開発や販路開拓・多様化等、さらには加工施設等の整備も必要である。

[都市農村交流、グリーン・ツーリズム関連]

人口減少が継続する中、農業・農村体験を通じた都市農村交流を推進すると

ともに、農村資源を活かし、農泊等滞在型のグリーン・ツーリズムによる「丸森ファン」の拡大とインバウンドの受け入れ体制の整備により、地域活性化を図ることが必要である。

[その他]

- ・ 新エネルギーの導入が課題となっており、推進体制の整備、推進方策の調査検討等を行う必要がある。
- ・ 未利用・低利用の森林資源（間伐材等）の活用が課題となっており、推進方策の調査検討、施設設備の整備等を行う必要がある。
- ・ 事業者への資金面でのサポートが課題となっており、低利の資金の融資等を行う必要がある。
- ・ 域内の事業者の設備投資を促進することが課題となっており、租税特別措置及び不均一課税の活用を促進する必要がある。
- ・ 産業振興に資する人材や地域づくりを推進する人材の育成が課題となっている。

・ 産業振興施策促進区域において振興すべき業種

農業、林業、木材産業、畜産業、観光業、製造業、農林水産物等販売業

・ の業種を振興するために行う取組の内容及び関係団体との役割分担等に関

する事項

丸森町

- ・ 農業生産基盤の整備
- ・ 農地中間管理機構の活用の推進
- ・ 新規就農者への支援
- ・ 鳥獣被害の防止への支援
- ・ 各種補助事業による支援
- ・ 作業道等路網の整備
- ・ 間伐等の森林整備の推進
- ・ 造林事業の推進
- ・ 未利用・低利用森林資源（間伐材等）の利活用の推進
- ・ 低利の融資制度への支援
- ・ 林業従事者の育成及び就業支援
- ・ 設備投資を促進するための租税特別措置及び地方税の不均一課税の活用検討
- ・ 山村活性化支援交付金の活用の推進

- ・ 産業振興のための各種補助事業の利用促進
- ・ 6次産業化への支援

宮城県

- ・ 農業生産基盤の整備
- ・ 農地中間管理機構の活用の推進
- ・ 新規就農者への支援
- ・ 鳥獣被害の防止への支援
- ・ 林道・作業道の整備
- ・ 間伐等の森林整備の推進
- ・ 林業従事者の育成・就業支援
- ・ 造林事業の推進
- ・ 未利用・低利用森林資源（間伐材等）の利活用の推進
- ・ 低利の融資制度への支援
- ・ 設備投資を促進するための租税特別措置及び地方税の不均一課税の活用検討
- ・ 産業振興のための各種補助事業の利用促進
- ・ 林業・木材産業改善資金の貸付
- ・ 6次産業化への支援

丸森町商工会

- ・ 研修等による人材育成
- ・ 経営相談への対応

(一財)丸森町観光物産振興公社

- ・ 研修等による人材育成
- ・ 当該地域のPR活動の強化

みやぎ仙南農業協同組合

- ・ 研修等による人材育成
- ・ 農林水産物等販売業の推進体制の整備・販売促進活動の強化
- ・ 各農家への営農指導

丸森町森林組合

- ・ 作業道等路網の整備
- ・ 間伐等の森林整備の実施
- ・ 林業従事者の育成・就業支援
- ・ 造林事業の実施

関係機関が連携して実施する取組

- ・ 6次産業化の推進体制の整備・販売促進活動の強化
- ・ 未利用・低利用の森林資源の活用に向けた推進方策の調査・検討
- ・ 関係機関との情報共有の推進

．産業振興施策促進事項の目標

産業振興施策促進期間の終期までの目標は以下の通り。

	地域資源を活用する 製造業	農林水産物等販売業
新規設備投資件数 (投資額)	1件 (500万円)	1件 (500万円)
新規雇用数	1人	1人
租税特別措置の適用件数 (適用額)	1件 (60万円)	1件 (60万円)
不均一課税の適用件数 (適用額)	1件 (9万円)	1件 (9万円)

なお、これらの実績については、租税特別措置の適用実績や、町内の事業者への聞き取り調査等により把握するとともに、産業振興施策促進期間の最終年度の翌年度にホームページ等を利用し、達成状況等の評価を公表することとする。